

（第一類 第九号）

第十六回国会 農林委員會 會議錄 第四号

（六八）

昭和二十八年六月十七日（水曜日）

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 井田一太郎君

理事足立 篤郎君 理事綱島 正興君

理事平野 三郎君 理事金子與重郎君

理事足鹿 覺君 理事佐竹 新市君

理事安藤 覺君

木村 文男君 小枝 一雄君

佐々木盛雄君 佐藤善一郎君

佐藤洋之助君 松岡 俊三君

松野 頼三君 松山 義雄君

加藤 高藏君 吉川 久衛君

芳賀 貢君 古屋 貞雄君

山本 幸一君 稻富 稜人君

川俣 清吉君 根本龍太郎君

出席政府委員

農林政務次官 篠田 弘作君

農林事務官 農 小倉 武一君

林務局長 平川 守君

農林事務官 塩見友之助君

農政局長 柴田 榮君

林野庁長官 安田善一郎君

委員外の出席者

農林事務局 農 林経済局統計 調査部長 藤井 信君

専門員 難波 理平君

専門員 岩間 博君

専門員 藤井 信君

五月三十日

新村屋川原野返還に関する請願（伊東岩男君紹介）（第三六号）

農業協同組合の育成強化等に関する請願（山口丈太郎君紹介）（第九〇号）

六月一日

凍害対策確立に関する請願（佐藤昌三君紹介）（第二一八号）

急傾斜地帯農業振興対策予算の増額に関する請願（今村忠助君紹介）（第二一九号）

同月四日

同月八日

請願（山口丈太郎君紹介）（第九〇号）

六月一日

凍害対策確立に関する請願（佐藤昌三君紹介）（第二一八号）

急傾斜地帯農業振興対策予算の増額に関する請願（今村忠助君紹介）（第二一九号）

同月十三日

同月十五日

同月十八日

同月二十日

同月二十二日

同月二十四日

同月二十六日

同月二十八日

同月三十日

同月三十一日

同月一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

邊良夫君紹介）（第五六〇号）

トムラウシ地帯生産木材を十勝清水駅に搬出の請願（伊藤郷一君紹介）（第五六一号）

同月十三日

同月十五日

同月十八日

同月二十日

同月二十二日

同月二十四日

同月二十六日

同月二十八日

同月三十日

同月三十一日

同月一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

基く予算増額に関する請願（渡邊良夫君外一名紹介）（第七九三号）

米価対策等に関する請願（中村時雄君紹介）（第七九四号）

荒川及び駒込川の毒水排除事業に関する請願（山崎岩男君紹介）（第八〇六号）

同月十三日

同月十五日

同月十八日

同月二十日

同月二十二日

同月二十四日

同月二十六日

同月二十八日

同月三十日

同月三十一日

同月一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十七日

松田満義）（第六二二号）

国有林野下げ促進に関する陳情書（鹿児島県町村議会議長会会長高野季信）（第六三六号）

国有林下げに関する陳情書（和歌山県有田郡五村長新田平助外二名）（第六四四号）

愛知県下の豚コレラ予防注射補助対策の陳情書（愛知県議会議長江崎富次郎）（第六六六号）

有害鳥獣の駆除に対する国庫補助金計上の陳情書（愛媛県議会議長山本友一）（第六七七号）

家畜共済一元化の試験実施に関する陳情書（財団法人日本獣医師会代表板原義一外四千九百八十名）（第六八八号）

同月八日

同月十日

同月十二日

同月十四日

同月十六日

同月十八日

同月二十日

同月二十二日

同月二十四日

同月二十六日

同月二十八日

同月三十日

同月三十一日

同月一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月三十一日

同月一日

同月二日

同月三日

同月四日

同月五日

同月六日

同月七日

同月八日

同月九日

同月十日

同月十一日

同月十二日

同月十三日

同月十四日

同月十五日

同月十六日

同月十七日

同月十八日

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

會議長蔭田余吉外七行(第一五二号)

農林漁業協同組合の整備強化を図るための政府の財政援助に関する陳情書(北海道議會議長蔭田余吉外七行)(第一五三号)

凍害対策に関する陳情書(岐阜県町村会長今井寛次郎)(第一七九号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一八〇号)

同(栃木県議會議長小田垣健一郎)(第一八一号)

農業協同組合の整備強化に関する陳情書(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一八二号)

防災ダム建設に関する災害防止施設事業促進助成の陳情書(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一八三号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一八四号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一八五号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一八六号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一八七号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一八八号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一八九号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一九〇号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一九一号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一九二号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一九三号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一九四号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一九五号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一九六号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一九七号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一九八号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第一九九号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第二〇〇号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第二〇一号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第二〇二号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第二〇三号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第二〇四号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第二〇五号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第二〇六号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第二〇七号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第二〇八号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第二〇九号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第二一〇号)

同(岐阜県議會議長松野幸泰)(第二一一号)

市穂島町又三十五番地小柳二雄(第三〇九号)

芋作維持の一環としての製あめ工業の振興に関する陳情書(東京都千代田区内幸町二丁目三番地幸ビル内全園穀粉協同組合理事長久米武)(第三一〇号)

本日の會議に付した事件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○井出委員長 これより會議を開きます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。本委員会といたしましては、先般議長の承認を得まして、本案の審査及び農業災害補償制度の基本的問題についての調査の一手段として委員を派遣して、今春の凍害による農業被害の実情を現地に赴いて視察いたしましたので、この際派遣委員よりその調査報告を承ることにいたします。佐藤善一郎君。

○佐藤(善)委員 では御報告を申し上げます。

第三班は、茨城、福島両県を対象とし、井出一太郎、芳賀貢、佐藤善一郎の三委員が調査に当たりました。

まず茨城県は県庁において農林部長より被害一般の状況と県の対策並びに共済連、養蚕連、農業委員会、開拓連、県議会等の代表者より仮払再保険金の増額、対策補助金の公平なる配分の減免、種子の無償交付、信用基金の償還延期等の陳情を聞き、次いで新治郡上天津村、土浦市及び土浦市都和

開拓地、新治郡斗利出村及び東茨城郡鯉沢村等の桑園、麦畑、果樹園等を順次視察いたしました。

同県においては四月二十四、五両日及び五月三日の氷点を下る数十年來の異常気象のため、降霜水結により発芽期にあつた桑を初め、麦類、果樹、茶、蔬菜、タバコ等、全作付面積の約三〇%、四万七千町歩にわたつて甚大なる被害をこうむりました。なかんずく火山灰の懸念地で地力の低劣なる地域は、特に被害が著しく、生産物を用途に肥料、農業等の生産資材を購入した農家はその代金の返済にも困却し、再生産の確保も期しがたう、開拓地においては保有米さえなく、即時救護を要するもの全開拓地の二割、一千戸を数える悲境にある由であります。

同県において特筆すべき主要問題点は二点でありまして、その一つは被害調査に関する統計調査部の調査と、県計調査部のその後の調査による修正によりほぼ接近して参りましたが、これが調整をはかること。

第二は開拓地の問題で、元來経営形態が単純で、経済力薄弱、弾力性に乏しい開拓民が、入植後営々の苦心、努力によつてようやく生産態勢に入つたところで罹災し、しかも資力薄弱のため共済組合にも加入できません。中には突然自失せるか、種苗にも事欠くがごとき結果でございまして、結果の見込みなき被害作物を放置したままに後作の処置を十分にするの仕事が手につかないような事情に見えたよう次第でございまして。なお同県におきましては、最近新たに富士山麓、山形県等より数十の移住入植者を迎えたこととありまして。

思うに被害調査は対策の基準となりますので、最も重要なことであり、しかして被害物は被害当初より後、漸次日を経るに従ひまして被害の様相がかわつて来ておるのであります。調査の時期、方法等によつておのづから差異を生ずる結果となりますから、調査方法を検討してその適正を期すべきであります。また開拓地については平地林なきところは被害が顕著であり、無家畜農家で地方瘠瘠の所もまた被害が多いのであります。これによつて見れば、将来開拓地に関しては特段の考慮を払い、一層融資の道を強化して、再生産を促すとともに、土地改良施設、農業経営指導の上にも新たに検討を加へ、災害の防止、軽減をはかり、開拓の実をあげ、有終の美を収むるよう、なすべきであると存じます。

次に福島県の状況を申し上げます。現地としては山村郡守山町、高瀬村、安達郡荒井村の桑園を巡視、次いで二本松町、会陽製糸会社内の稚蚕共同飼育所を経て福島市に至り、副知事ほか関係係官、県議会、養蚕、養種共済等の各種団体代表者より被害状況の説明及び陳情を聴取いたしました。

同県においては、五月三日県下一帯にわたる襲来せる寒波のため、強烈なる凍害をこうむり、掃立直前の桑園の約八〇%は黒変、これがため春蚕繭の減収見込みは四十万貫を越え、加うるに一般農作物、果樹、麦類、菜種、ばれいしよ、紫雲英、水稻苗しる等の被害も収奪甚し、二千九百四十五町歩に及び、被害見込み総額は十二億五千万円の巨額に達し、さなきだに積雪寒

冷低位生産地帯としてこれら作物の現金収入源に依存する地方として、現金収入の道をふさがれ、被害農家は大打撃をこうむつたのであります。

陳情のおもなるものは

一、恒久的対策の樹立

一、養蚕代補助

一、共済に対する農民負担の軽減

一、養蚕指導員の拡充

一、防霜の試験研究及び地方における防霜施設費の助成

一、凍害対策費は従来の一般農業施策費と別個に考慮増額せられたい。

一、掃立不能となつた四千万円にも達する莫大な蚕種は代金未収となり、しかも何らの措置がとられておらぬため、夏秋蚕種の準備に支障を来すゆへ、低利融資の方途を講ぜられたい。

なお知事より農林振興について左記各項の実現方に関し要望書が提出されました。

一、五月二十六日の降雪による農作物被害対策につき政府の助成

二、海岸砂地々帯農業振興対策について本年度以降の予算確保

三、積雪寒冷地帯農業振興対策について本年度以降土地改良事業費とともに農業施設改善補助成関係の経費の増額

四、有畜農家創設事業について(特に乳牛及び役牛の導入希望が大きいので家畜導入資金割当の増額)

(向)弱小農協に対しても損失補償等の制度を確立し融資による家畜導入の道を開かれたい

五、農林漁業組合整備促進措置につ
いて
すみやかに農林漁業組合連合会整
備促進法を制定せられたい

六、農業倉庫整備資金わくの増大に
ついて
農林生産物の統制が撤廃されるに
従い農業倉庫の存在は重大さを増
して来るのでこれが整備のため農
林漁業資金融通法に基く農業倉庫
関係資金わくを増大せられたい

七、農業改良普及事業の整備強化に
ついて
(1)農業(生活)改良普及員の活動費
助成
(2)専門技術員及び改良普及員の指
導旅費の増額

八、中地区制による普及事務所の整
備費助成

九、農業試験研究について
従来地方試験研究機関に対しては
主要食糧を重点とした研究にのみ
国庫補助があつたが農家経済の安
定合理化のためにはそれらの立
地条件に適合した園芸特用作物、
畜産、農産加工等をも経営に取
入れる要があるのでこれらの試験
研究にも助成せられたい

また農村振興について東北地方に
は積集法によつて土地改良等基本
的施設に對し助成の道が開かれて
いるが試験研究事業にも助成の方
途を講ぜられたい

現地に臨んで特に感ぜられましたこ
とは、地勢、気流の關係が、被害地と
無被害地とがきわめて接近して存在す
ること、また桑園においては被害後の
回復を期待して伐採を見合せたものも
あるが、發育時期に反し、やむなく庇

急に準備せる予備蚕卵をも放棄したも
のさへあり、五割以上被害をこうむつ
たものは春蚕を断念して伐採したもの
の方が、他作物との労力の調節、蚕作
の安定、夏秋以後の養蚕のため、新梢
の回復等の上からも結果が良好であり
ます。なお桑園を伴う稚蚕共同飼育所
は適切な施設であつて、小面積の桑園
ならば十分なる予防処置も実行可能
で、今度も福島市近郊の畑にて燻煙を
十分に於て被害を免れた実例もある由
であります。

これを要するに、この種不慮の災害
に對し急速に救助の手を差延べ、すみ
やかに再生産の方策を講ずべきはもち
ろんであります。將來かかる天災が
繰返されることが予想されますので、
これが防除に關し十分なる調査研究を
遂げ、恒久対策を樹立すべきであると
信じます。なお詳細なる被害状況等は
時間の關係上、専門員室に整理してあ
ります資料によつてごらんを願ひこ
とし、省略させていただきます。

以上簡潔でございますが御報告とい
たします。

〇井出委員長 次に足鹿報告。

〇足鹿委員 第二班の凍霜害被害調査
の御報告を申し上げます。私ども第二
班は金子、加藤、松山、川俣、足鹿の
五委員でありまして、事務局からは藤
井専門員が、また農林省蚕糸局から桜
井技官が随行いたし、六月二日、三
日、四日の三日間にわたり、埼玉、栃
木、群馬三県下の主要被害地帯を現地
につき調査をいたして参つたのであり
ますが、ここにその概要を御報告申し
上げたいと存じます。

最初に被害状況について申し上げま
す。詳細はお手元におくばりいたしま
した資料についてごらんを願ひことに
いたしまして、概略だけを申し上げます
と思ひます。

埼玉県は桑が十三億六千万円、麦類
三億八千万円、茶、果樹、蔬菜等約六
億円余、計二十三億五千万円に達し、
また栃木県は桑二億四千万円、麦類五億二
千万円、タバコ、蔬菜、大麻等二億九
千万円計十億一千九百万円に達してあり
ます。群馬県は被害が特に激甚であり
まして、桑二十億六千万円、麦類十
一億三千万円に上り、果樹、蔬菜等
の一億四千万円を加えると、その合計は三
十三億四千万円の巨額に上るのでありま
す。これら三県の被害額合計は実に六
十七億四千万円に上るという膨大な額に
達してあるものであります。以上の数字
はいずれも県庁側の調査に基くもので
あります。農林省統計調査事務所の
調査数字との間には食い違いが見ら
れ、特に麦類につきましては、かなり
の開きが見られたのであります。農林
省側の数字は県庁側のそれに比しまし
て、被害が少くなつておるのでありま
す。もつとも麦類は当時調査中であり
ましたので、その被害数字はその後増
加することが予想されておりました。こ
の点、農林省側も認めておつたのでござい
ますが、農林省側のその後六月八日現在
の全国調査によりますと、麦類は五月
十五日現在に比し、被害面積において
約二万二千町歩余増加いたしてありま
すので、この両者の数字はかなり接近
したものと考えられます。しかしなが
らかくのごとく県庁側と農林省とで調
査の数字に相當な開きのありますこと
は、調査統計に對する信頼性に疑念を
抱かせることともなりまして、今後
はその方法等に関し検討を加へ、統一

する必要があるのではないかと考える
ものであります。

次に各県の被害の特徴を申し上げます
と、埼玉県は桑、茶が中心でありま
して、特に桑につきましては、被害桑
を刈り取りましたあとに病虫害が発生
いたし、刈取り跡の台木が枯死いたし
ておる状況が見られました。また茶に
つきましては同様病虫害のため、被害
後の發育が阻害されておりますので、
病虫害の防除を速急に施す必要がござ
います。

栃木県におきましては、冬季降雨不
足のため、すでに一部地帯は早魃の害
を受けておりましたところ、さらに凍
霜害を受け、二重の災害となり、それだ
け被害は激甚となり、収獲皆無と思わ
れます。またこれらの被害地帯には開拓
地が相當ございまして、開拓農民はい
まだ生産力が低く、経済力も脆弱であ
り、かつその耕地が早魃を受けやすい
台地山間部等にありまして関係上、凍
霜害の被害もまた一段と激烈でありま
して、その打撃の深刻さは想像にかた
くないのであります。なお本県は、こ
れら凍霜害のほかにも被害を受けてお
り、その特産物であります大麻が被
害をこうむつております。私どもの調
査をいたしました下都賀郡皆川村のご
ときは、大麻の損害に加えまして、こ
の大麻を織糸として皆川むしろを生産
をいたし、冬季間の副業収入のもとに
しておつたのであります。その材料
となる大麻が全滅いたしまして、皆川
村の唯一の副業とされておりました冬
季節の副業ができないことになり、ひ
いては農家の現金収入に非常な支障を来
します。これらに對する対策の悲

痛な要望があつたことを特に申し上げ
ておきたいと思ひます。

群馬県におきましては、桑、麦とも
被害がきわめて大きいのであります
が、養蚕農家の中には何とかして多少
なりとも養蚕を続けたい考えから、被
害桑は剪定することがよいと知つてお
りながら、剪定をやらず、このためか
えつてその後の發芽及び成育が悪く、
春蚕の飼育がほとんど大部分不可能と
なり、三齢になつた蚕を捨てたという
事例も随所に見られました。またこの
剪定をしない桑は夏秋蚕にも悪影
響を及ぼすおそれが多々あります。
かような傾向はひとり群馬県のみで
なく、栃木、埼玉にも見られまして、
われ／＼もひどく考えさせられたので
あります。これに對しては速急に
肥料の増施による發育の促進をはかる
必要があらます。各県当局もそれ／＼
鋭意対策の樹立と指導に御尽力になつ
ておるのであります。また麦につき
ましては、勢多郡、利根郡方面は水田
に裏作として大麦をたくさん作付けを
しておられますが、田植の時期が眼前
に來ておるにもかかわらず、被害
のため麦の登熟が遅れておりますの
で、やむなく青刈りをもしなければな
らないという状態にあります。しかも
これらの地帯は、麦を従来から主要な
食糧としております関係上、飯用麦の
不足を憂慮いたし、飯用麦の供給につ
き特別の措置を要望しておる状況もあ
つたのであります。また来年度の、今
年の秋まきつける麦の種子にも困ると
いうような状態もこの地方においては
見られたのであります。これらに對
するところの対策も必要ではないかと
考えられたわけでありまして、

次に現地側からの要望事項について申し上げますと、今般政府において速急に救済対策を講じ、五億八千余万円の対策費を計上するに至りましたことは、国会並びに政府が今般の災害対策に對し強い熱意を示されたものとして、現地側におきましても大いに感銘をいたしておりますのであります。この経費算出の基礎は、五月十五日現在の調査数字によるものと理解されております。しかるにその後の調査により被害は増加傾向を示しており、特に麦類においてこれは顕著であります。従いまして、その後の増加被害分に対しても同様な救済対策を講じてほしいというところ、また今般の対策は重農関係に重点が置かれ過ぎた感があるもので、その他の作物は被害を軽減しないようにしてほしい。特に麦の被害が予想以上に甚大である点を考慮してほしい。また麦類の検査につきましては、五等麦を設けて政府買入れの対象としてもらいたいということでありました。

次に各地とも被害農家に対する低利の貸付金の融通を強く要望いたしております。特に開拓農家は農業手形の利用もほとんど行われておらず、また農業共済にも加入しておりませず、かつ経済力も一般農家に比し貧弱であります。このため、これら開拓農民に對しては償還期限三年程度の特別融資を考慮してほしいとの強い要望がございました。なおこれら開拓農民に對する特別融資額は、全国で大体二億五千万円程度を必要とするものと推定されております。

次に群馬県利根郡のごとく麦類を主食用として作付いたしている地帯では、主食用の麦の特別価格による振下げ、または先刻も述べましたが、明年の麦収獲期までの麦の貸付を希望してあります。さらに被害各地とも、各種種子の無償交付、または桑と同様麦に對する肥料代の助成を要望いたしております。また麦類の不作は当然二十年産米の供出にも甚大に影響して参りますので、供出割当等についても実情に即するよう配慮すべきであるとの意見が強くありました。

栃木県下の被害農村の中には、村費百万円——これは栃木県のみでもございませぬ、群馬県でもありましたが、村費百万円を支出して村自体として救済策を講じておる村を見ました。しかしこれらは、相当村の財政がゆたかであるか、あるいは相当力のある村に對してはこういうことができませんが、大部分の被害農村は、財源の不足のため村独自の対策を立て得ないような状態にあるのであります。従いましてこれらの大部分の災害農村あるいは町村等に對して、地方財政平衡交付金の増額をすること、及び被害農家に對する所得税の減免措置を適正に行うようにとの要望が強くありました。これは当然なことだと私も感じました次第であります。

次に今般の災害と関連いたしましたし、農業災害補償制度につきましても、各地で批判的意見が相当ございまして、そのおもなる点は、(一)概算払いを迅速に行うこと、(二)被害のつどただちに救済手段をとり得るような制度を確立すること、(三)特に常習的災害地帯に對しては、何らかの別途に恒久的対策を講ずること、(四)無事でもし等の制度を確立すること等々でございました。最後に、私たちが現地を見まして特に痛感いたしました点について、申し上げたいと存じます。

今回三県下をまわりました第一番に感じましたことは、各村の災害対策が平面的でありました。立体的に掘り下げた対策がまだ十分に立てられておらないというものであります。具体的に見ましても、被害面積や被害金額は出しておりましたが、これを農家個々に對して被害額、経営面積、収支の状況、自家の能力で補填できる限界等について、まだほとんど調査ができておりませんでした。従いまして今後低利融資の融通を受けるにつきましても、その償還能力の脆弱な零細農家に對する対策等は、特に考慮されていなければならない状態でありました。

この災害を契機として、われわれが見ました村々において一般的に感じましたことは、各村とも一丸となつて村づくりをしようという気魄が非常に乏しいのではないかと印象を受けました。ことを申しておきたいと思ひます。しかしながら農民がかかる建設的な意欲をまつた欠除してあるかと申しますと、必ずしもそうではありません。その証拠には、私もこの点に話を向けて、その意向をたゞしすると、異口同音にぜひこの際健全なる農村建設をいたしたいのだと申しております。このことによつてもうかがわれるのでございしますが、要は適切な指導と助成が与えられれば、おそらく大部分の農民は、この災害を契機といたしまして、それらの環境に適應した生産の増強、経営の安定を中心とする再建計画を立て、これを強力に推進することになるのではないかと推察され

たのでございます。今後の災害にあたりましては、これらの点に留意いたし、この被害状況については、個々の農家を對象とした立体的調査を行うようにいたしますとともに、農民自身の自主的、主体的な建設意欲の喚起に努め、国の助成、指導をこれとマツチさせることが肝要であらうと存じます。

次に今後凍霜害の予防対策として考慮すべき点について申し上げます。すなわち、畑地に對する灌漑施設の強化であらうと痛感いたしました。凍霜害は水分の少い台地、丘陵等に主として起つております。また今年の冬は雨の量が少く、また四月に長い間乾燥が続きましたために、そのあとに來た凍霜害は一段と激甚をきためた状況であります。これらの事態をか考へまして、まず灌漑施設を完備いたし、水分を補給し、また必要に応じて灌水等をいたしますならば、凍霜害は著しく緩和できるのみならず、畑作の振興を促進いたし、農業生産力の高揚、農家経済の向上、安定にも大きな寄与がなされるのではないかと考えられた次第であります。従来の日本の農地政策は水田に偏重したきらいもなしいたし、せんに、おそらく今般の凍霜害を契機に、水田を中心とする農地政策と並行して、畑地に對する農地政策も取上げる必要を痛感いたしましたものと思ひであります。また案につきましては、なるべく高がりにすること、一の瀬等のような耐寒性の強い品種の普及をはかることも一方法であらうと思ひます。麦につきましては、各県とも最近著しく普及されました農林六十号が特に被害を受けておりますので、特に早熟を受けやすい地帯、または凍霜害に常時襲

われる地帯は、少くともその一部を他の耐寒性の強い品種に置きかえる必要があらうと存じた次第でございします。

以上と関連いたしました、生産意欲の高揚には、経営と密接した科学的知識の普及を必要とするということでございます。前にも申し上げましたこと、被害を受けた農家は思い切つて剪定をし、増肥を行つて夏秋蚕に備へ、夏秋蚕で十分収益を上げることが有利であり、各県当局もそれ／＼熱心な指導を行つたにもかかわらず、農民は容易にこれを実行いたしませんので、夏秋蚕の減産をもた招くに至つておるのであります。この際農民の生産意欲が科学的知識に裏づけられ、経営に對する合理的の運営を目ざしておりましたならば、損害をある程度食い止め得たのではないかと考へられた次第でございします。

最後に、凍霜害は地勢、氣流等の關係から大体の通路を想定することができると言われておりますので、氣象、作物、土壌、地質等、關係諸科学を綜合した総合的試験研究を行い、科学的な基本対策の樹立をはかるべきものと存じた次第でございします。

以上をもちまして私の報告を終る次第でございします。

○井出委員長 稲富稔人君。

○稲富委員 私は今次凍霜害調査に關し山梨、長野方面の事情を御報告いたしたいと思ひます。

調査班は吉川久衛君、芳賀君、古屋貞雄君の各委員と不肖稲富をもちまして編成し、事務局より専門員岩隈博君、農林省より川合技官を帯同いたし調査の日程としましては、短期間に

できただけ多数の被害箇所を視察し、また現地の意見を聴取いたしたいとの趣旨よりして相当の強行軍を敢行したような次第であります。すなわち去る二日東京を出発しまして、中央線により山梨県甲府市に至り、県側より総括的な説明を聞きまして後、東八代郡一宮村に参りました。ここは桃を主とする果樹の被害の著しい所でありまして、次いで同郡日川村に至り、桑園の被害を視察いたしました。それより八ヶ岳山麓北巨摩郡熱見村に参りました。本村は高度六百メートルないし八百五十メートルの地点に位置して、今次凍霜害にはまつたあつたえ向きの条件を備えておりました関係上、麦の奨励品種はことごとく申しても適宜のないほどに被害を受けて、被害面積は補付給面積のおおむね七五・五%にも達する惨状に接しておつたのであります。

翌三日は、山梨県より長野県に入り、辰野町にて下車しまして、それより伊那町に至り、その周辺のなし、麦、桑などの被害を調査しますると同時に、給被害額一億七千万円に上ると言われまします上伊那郡並びに給被害額三億と称せられます下伊那郡の事情につきまして、詳細を現地側より聴取いたしましたのであります。

伊那谷の調査を終り、それより北上し、松本平方面の調査を行いました。まず東筑摩郡笹子村に参りまして、麦、果樹の被害を視察し、標本を採取する等いたしました。南安曇郡豊科町に入りまして、ここは早場米の産地で、裏作麦の大被害により、特に家畜飼料の欠乏に基いて有畜農の遂行に支障を来すことと相なつた次第を見聞したのであります。この地より長野県

したのであります。この地より長野県に入りました。小県郡に入り、麦の被害地として代表的な中塩田村を調査し、本日の日程を終りました。

翌四日は、長野市に参ります途中、更科郡の中津、真島の二箇村を訪れ、麦、果樹の被害の実況を見、川中島平におきまして、麦についてはおおむね五分作以下、りんごについては稀有の大被害たることを承知したのであります。それより県庁におきまして、県側の関係者より県下一円の凍霜害の実情並びに要望について説明を聴取し、意見を交換し、今後の対策についていろいろと有益なる示唆を受け、わが調査班の全行事を終つて解散することとなつた次第であります。

今次凍霜害の発生経過につきまします簡単に述べますと、御存じのごとく、四月までは気象状態は大体順調でございまして、麦のごときはやや徒長気味でさへあつたようでありましたが、四月中旬以降おおむね三群の寒波が波状的に襲つたのであります。すなわち四月十四日ごろ以降、さらに四月二十四日ごろ以降並びに五月三日ごろ以降それ／＼急激なる気温の低下に見舞われまして、数日にわたつて零度以下の温度が継続し、しかも早害が加わり、あまつさへ長野では五月二十六日には霜害さえあつて、まず／＼被害を拡大するに至つたのであります。時あたかも麦類は幼穂の形成期に當りまして、果樹は開花の前後、桑は摘葉期に相當してあり、しかも冷気の停滞する低地に沿い、麦、桑の多収地帯、果樹の中心地方が広範囲にわたつてやられましたために、今回の大事に立ち至つたものと想像いたされるのであります。

両県における今次災害の概況を県側並びに統計調査事務所双方の数字を比較対照しつつ申し述べますならば、まず桑につきましては、山梨の場合、五月二十三日現在をもつて集計した県の数字によれば、収穫皆無面積に換算して千四百三十三町歩、減収量は十二万六千九百五十五貫、六月一日をもつて集計した統計調査事務所の数字によりましては、六百三十九町歩、七万五千二百三十三貫と相なつております。これを全国の被害より見れば、必ずしも多い方ではありませんが、しかし山梨県の農民の立場よりすれば、桑園の経営面積が狭少でありましたため、高度の集約経営が行われ、反当収量は全国一とも言われておりますだけに、個々の被害農民にとりましては相当の痛手であつたと想像され、政府の災害対策がこの点に留意するよう熱心に要望せられたのであります。

次に麦であります。五月十五日現在の数字で、山梨については、県の発表は被害面積が二千三十二町歩、減収量七千四百五十一石、統計調査事務所は被害面積八百六十三町歩、減収量二千七百十石、長野については、県の発表被害面積が一万九千八百八十二町歩、減収量七万五千二百四十六石、統計調査事務所の発表で、被害面積は一万五千四百四十六町歩、減収量は七万三千四百四十石となつております。特に長野は麦については全国で最大の被害を受けており、しかも当初の予想に反して被害の程度は次第に拡大しているようでありまして、すなわち一般に親穂がやられ、あとから出穂したものにつきましては、一見判然しないが、これをしさいに点検しますならば、無効分蘗による不稔実粒が非常に多いという事情によるものであります。長野において採取しました見本について、ごらんを願いたいと存じまして持つて参つております。特に二毛作田におきましては、水稻の植付期が近づいておられますために、麦の刈取り時期を遅らすわけに参らないというやうな事情もありまして、麦の減収は相当の程度に達するであろうと思われたのであります。

次に果樹であります。まず数字について見ますと、山梨は五月二十三日現在の県側の数字で、収穫皆無面積二千六百二十五町歩、減収見込み九十七万貫、統計調査事務所の数字では、五月十五日現在、被害面積六十六町歩と著しい差異が見られ、また長野については、県の発表では、五月十五日現在、被害面積三千二百四十八町歩、減収量五百四十七万貫といわれ、統計調査事務所の報告では、六月一日現在、被害面積二千五百四十八町歩、減収量不明と相なつております。山梨のぶどうはやや回復の徴が見えましたが、桃、りんご、なし、かきについては被害甚大というほかはないありさまでございまして、被害の実況については、標本によつて御想像願いたいと思ひますが、花並びにつぼみの枯死、特に雌しべ、雄しべの欠除、褐変、枯死または發育不良、花卉の欠除、萎縮、果梗の發育不良、裂傷による果実の屈曲、果面の裂傷、葉の捲縮、さび病、害虫の集中的発生等によりまして、単に本年度の被害が大であるのみならず、明年、明後年にわたつて花及び芽の着生が不良に陥り、零細なる果樹園芸農家にはかり知れない損害を手えるものと思われ

ます。時間の関係もあり、以上ごく簡単に被害の概要を御説明いたしました。これが対策につきまして、現地側の要望を中心としておきたいと思ひます。過般政府は、対策費として約五億九千万円を計上されましたことは御承知のごとくでありまして、対策費の算定の基礎になつた数字が六月八日ごろのものであります。ただいま申し述べましたように、その後被害は次第に拡大の傾向を見せておりますので、政府はその状況に應じて当然再検討すべきものと思ひます。かつさきに述べましたように、県側の数字と統計調査事務所の数字があまりにも開き過ぎるきらいがあるものであります。正確なる数字の把握は、言うべくしてなかなか容易ではありませんが、今後の災害対策の上から見まして、調査方法の統一をはかり、行政の完璧を期することが今後の災害対策上からも最も急務と思はれるのであります。また過般の予算措置は、桑に集中し過ぎて、その他のものを軽視した傾向があるように見られますので、山梨、長野のごとく麦、果樹の被害の大きいところについては、その後の被害拡大状況より見ても、再考慮すべき点があるように思はれるのであります。また税の減免措置につきましても、特別措置法の適用に關して、税務署側と農民との間に摩擦があるように聞いたのであります。税務当局としてもいたゞらに農民の言い分を疑つてかかることなく、内容をよく吟味して善処すべきであります。また麦、桑等の県共済連の概算払いについて、利子負担に困難しておる様

子が見られたのでありますが、農民は共済金の早期支払いを希望してこのことを考へて、政府は当然利子補給の措置を講ずべきものと思ふのであります。

また麦の被害により、食糧、飼料の不足を来す地方が相当あるようでありますから、政府は現品貸与、または原価払下げ等の方法をすみやかに研究せられんことをお願いする次第であります。

また水稻の被害については、保温折衷苗代の効果が如実に証明されておりますので、その普及については、今後一段の努力を要請いたします。また災害予報の制度を充実することが急務であります。

以上を要するに、わが調査班は災害発生後相当地日を経過しましてから派遣せられ、従つて災害対策費もすでにわがが決定した後でありましたため、調査の目的に關して、当面の応急対策に關連しましては、いささか明瞭な欠くところなしとしないうらみがあつたようであります。各調査班の調査結果が報告せられました後、それらを綜合勘案せられ、本問題について、委員会として今後とるべき措置に關して何分の御決定をせられますよう、委員長に特にお願いして、私の報告を終る次第であります。

○井出委員長 平野三郎君。

○平野(三)委員 凍霜害現地調査第四班は、足立、佐藤洋之助、山本、久保田及び私の五委員からなり、六月三日及び四日の両日にわたり、静岡、愛知及び岐阜の三県を視察いたしました。各県においては、まず県から災害の状況、その対策等について説明を受

け、被害の激甚な現地をそれ／＼数箇所におたり詳細視察をいたし、なお直接被害者、関係団体等からの陳情を聴取いたしました。ここにその概況を申し上げます。

静岡県においては、四月十三日から連続的降霜のため各種農作物に被害がありました。特に茶に対して甚大な被害があり、作付総面積一万三千町歩中、三割以上の被害のもの、県調査によると七千二百八十六町に達し、被害激甚な地方では生葉の収獲ができな

いのみでなく、樹勢を根本的に弱めた結果になつております。愛知県におきましては、桑及び園芸作物に対する被害が特に甚だしいものであります。桑葉採取三割以上の桑園面積は、県調査によれば四千七百四町でありまして、新梢は多くは基部まで凍死し、また災害後の天候不良は再発芽を著しく遅延せしめたのであります。現場において見ますと、多くは基部から刈り取つてゐるのであります。桃等の果樹の被害も大きく、このため被害見積り額は蚕糸関係において約五億八千万円、園芸その他作物関係において七億四千万円に達するといふことになりました。

岐阜県におきましては、被害の最も大きかつたと認められる桑園の被害は、減収三割以上のもの、県調査によりますと三千四百六十六町歩でありまして、これらの被害のはなはだしい所では、桑葉は凍死黒変し、春蚕繭の大減収のみでなく、桑条の伐採期の遅延により、夏秋蚕及び翌年の春蚕の減収も予想せられるのであります。また桃等の果樹、特用作物の被害も甚大でありまして、果樹の樹勢の回復に

は兩三年を要するものを多く見受ける次第であります。麦の被害については、当初比較的軽く見られていたものでありますが、時日の経過につれてその激甚であつたことが明らかとなつて来ておるのであります。被害当時主稈中であつた幼穂はあるいは凍死し、あるいは白穂となり、これがため特に遅発分蘗の現象が現われ、これらの遅発分蘗は出穂開花中でありましたが、これらはもちろん結実不能であり、収獲は皆無であります。被害面積も県調査によりますと一万九千町歩を越えておるのであります。特にこの麦の被害につきましてのみでなく、ただいま申し上げました数字はいずれも県の調査の報告の数字であります。統計調査事務所の報告はいずれもこれとはなはだしく食い違つておりますことは、先ほど各県視察の委員の報告と同様でございます。しかしながら特にこの麦の被害については、当初の統計調査事務所の報告は、わずかに九千町歩でありまして、県の報告と一万町歩以上も、食い違つておるといふ実情であります。

これは今回の麦に対する凍霜害はまつたく稀有の事例でありまして、岐阜県の統計調査事務所としては、その後精密なる調査を行い、特に植物学的見地からこの被害がまつたく類例を見ない特殊の事態であることを分析いたしました。その後改めて熱心な作業を続けました結果、先ほど申し上げました九千町歩の報告は四月二十五日現在のものであつて、その後さらに第二次の報告が行われる場合におきましては、県の数字とはほぼ近い数字になるように申しておつたのであります。この麦の被害は、まつたく農民自身もいまだかつて経験しなかつたような特殊の事態であるといふことを十分に認識する必要があることを痛感いたしました次第であります。

被害対策として災害直後各県の協議によつて決せられました補助金、融資、利子補給、損失補償等一連の対策を含む五億八千万円の国庫の対策費支出の決定は各地とも喜ばれており、これらの施設は現地において災害対策として要望されたことと一致するのであります。ここに現地において国の実施すべき対策として要望せられましたことをとりまとめますと、次の通りであります。

一、肥料購入費、病虫害防除費等に對する国庫補助金を支出すること、二、凍霜害による収収その他の収入減を支出増加に對する特別平衡交付金の交付及び起債のわくを増加すること、三、被災農家に対し所得税、地方税を減免すること、四、營農資金の低利融資及びこれが利子補給の措置をとること、開拓農家に対しては、特別な措置をとる必要があること、

以上視察の概要を申し上げますが、今次の災害が稀有のものであつたことにかんがみ、過般決定せられました応急対策に引續いて、適當な災害対策を講じ、農家の損失の軽減と生産の増強に資するの要があることを認める次第であります。

○井出委員長 ただいまの調査報告に關しまして、派遣委員または政府に對し御質疑または御意見があれば発言を許します。

○松岡委員 ただいまの御報告を承りまして、私どもその被害の激甚なるに實に驚いておるのでございますが、こ

れに關連して要望したいのは、単に山形県内に起つた特殊なかいがら虫の被害であります。これは当委員会の諸君の事實御視察後に起つた問題であります。私どもは他府県の養蚕家の方々は霜害のために非常に不氣の毒だと思つて、これに反して山形県は何らの被害がないので喜んでおつたところでございまして、突然として最上川及び松川沿岸に集団的に十四箇町村にかいがら虫の被害が起つたのであります。これがこのたびの調査には入つておりません。かような關係で、ある一村のごときは全村三百萬貫の桑がごとく収獲皆無であるといふようなありさまであります。この実情は本省においては係官が現地御調査のはずであります。この被害の状況は、山形県として調べたところだけを申し上げますと、被害の町村が十四箇町村、被害の養蚕農家が千七百七戸、被害の桑園面積が四百四十四町三反歩、収獲皆無換算面積が二百三十五町五反歩、繭の減収の量は二万八千二百六十貫、損害見込みが五千万円でありまして、山形県だけで起つた一種独特のかいがら虫の被害であります。これは、この御報告には漏れておりますけれども、その後起つた独特なる点を御考慮いただき、当委員会において何分の御考慮をいたされたか、山形県の養蚕家を代表して切にお願い申し上げます。

○稲富委員 それではただいま報告いたしましたことについて農林大臣に聞きたいのですけれども、農林大臣が来ていないようですから、政務次官でもけつこうですから、適当に責任ある御答弁をお願いしたいと思います。ただいま

各地の御報告にもありましたこと、凍霜害の被害は相当に大きくなつたというふうな状態があると思うのでございませうが、大体五億八千万円を決定されるの基礎数字というものがいつごろのものであつたかということ、一応承りたいと思つております。それから五億八千万円出されて、その後被害が相当に大きくなつておると、これに対しては政府はいかなる処置をとるつもりか、当然増額してやらなければならぬと思つておりますが、これに対する政府の考え方を承りたい。

さらに先刻私の報告の中に申し上げましたように、統計事務所と県側の統計が非常に違つておる点があるのであります。これに対して政府はいかなる考えを持つておられるか。地方へ行きなす、非常に経費等が不十分で十分なる統計の収集にも困難だ、こういうような話もありませう。不十分なる点もあると思つて、これに対していかなる統一した考えを持つておられるか、伺いたいと思つております。

○篠田政府委員 御報告はよく承りました。私も埼玉県と群馬県を視察に行きました。また、御報告の通りでありまして、またその救済に対するいろいろな農民側の要求も、われわれに對してされたものと同じであります。そういう意味におきまして、委員会の報告には私はまったく同感いたしていいわけでありませう。

それから五億八千九百万円の決定の時期いかに問題であります。これは五月十五日現在の報告をもつて調査したものであります。それからその後にふえましたのは、御承知の通り

お茶あるいは桑のように、霜が降つて、すぐ一日か二日で被害の現われるものがあります。麦のようになかなか出て来ないものもあります。それから同じ種を出しておいて外から見てもこれなら大丈夫だと思つても、実際に収穫してみると中がさつぱり実が入つてないというふうなもので、収穫してみないとわからないというふうなこともあります。その当時麦の被害についてはどうするかという問題がありました。そこで麦の被害はただちに現われなないのであるから、その後順次現われた状態によつて、桑あるいはその他のただちに現われたものと同様に、これに準じて処置するというところに大体意見はまとまつておるわけでありまして、その後農林省においても、その方針で大蔵省その他政府筋にも同じ政府の中でありませうけれども交渉しているわけでありませう。

それから県と農林省の統計が違つておる原因はどこにあるか、これはもちろんいろいろ違つた要素はあると思つて、大体私が見た実感であります。県の統計は、もちろん農家の被害者の直接の報告に基いて統計が行つておられます。被害は最初に見たときは非常に大きく見えて、あとで見たら小さく見えるときもありませう。最初に見たとき小さく見えて、あとで大きく見えるというふうなこともありませう。結局身近な被害は大きく見えるというところが、身近と申しますと、桑なら桑をつつておる人が、これはたいへんだというふうなもの、一番先に出されるので、やはり県のは最初大きく出しておる。また実際の被害者が調べたのは幾分か大きく出るといふことは当然で

あると同時に、また割合に大勢調べますから正確だろうというように考えております。農林省の方は調査員の数もおそらく一般の県に集まつたほど多くないと思つて、あとから出て来るということもあり得るし、被害の変化というものが徐々に起つて来るために農林省の統計は遅れて来ているのじやないかというふうに考えます。そのほか、ただいま五等麦の設置であるとか、食糧麦の貸付、あるいはこの買上げを停止するとか、いろいろあなた方と同じ要求を受けて来ましたが、農林省も農民と一体であります。別に違つた機関ではなく、農民のための機関でありますから、農林委員会同様の考へでわれわれは対策を一生懸命にやつております。

○芳賀委員 私は農林次官に質問しますが、第一の緊急対策として五億八千九百万円が計上されたわけでありませうが、これは五月二十七日の委員会において、次官は、五月三日までの災害に對して確認された被害量に對して緊急の措置を講じたのである。爾後に判明された被害に對しては、それと同様な取扱ひの上に立つて予算的、財政的の措置も極力講じたいというふうな意味の答弁をされておるわけでありませう。具体的に伺ひたいことは、五月三日以降に對して増大された被害の量量というものが、はたして金額においてどのくらいに上つておるかといふような問題、それからそれらの増大された被害に對して、今後政府はどのような積極的な熱意をもつて第二次緊急対策の用意をしておるかという点について、詳しく御説明をお願いしたいのであります。

さらにもう一点伺ひたいことは、開拓農民が麦等を耕作している場合において、農業共済に加入していないのがほとんどであります。これらの農家に對しては、当然農業共済金の暫定払いとか、そういうような措置によつてこれを救済するということはできないのであります。しかしながら実際に開拓農民が劣悪な条件の中において耕作しておることによつて生じた実害に對しては、やはりあつたかいは手差延べてやるといふのが、当然とらるべき措置であると思つております。これらの人たちに對してはどのような対策をもつて当られるかという点をお伺ひしたい。

もう一点は、一応二十億の融資を行つて、それに対して国が利子補給を行うような予算になつておりますけれども、これらの融資額に對しても、はたして二十億の限度で足りるということはないと思つておるわけでありませう。前例といたしましては、たとえば十勝沖の震災の場合、あるいはまたオホーツク海の暴風雨による国家融資に對する措置法を固めて、これに利子補給を行つたというふうな前例があるわけですが、これらの前例等に準じて、もう少し積極的な災害農家に對する融資を行うと同時に、措置法等によつて強力な利子補給等をやる考えがあるかどうか。以上三點についてお伺ひしたいと思つております。

○篠田政府委員 五月三日までの被害と言つたことについて、多少私の言葉が足らなかつたために誤解があるようでありませう。ちよつと申し上げておきます。五月三日までと言つたことは、霜の降つた時期を私は言つたので

あります。なぜそういうことを言つたかと申しますと、その後北海道に霜害があつたわけですから、そういうものは含まない、五月三日までの凍霜害という意味で私は申し上げたのであります。被害の統計を五月三日までと申し上げたわけではありませんから、その点私の言葉が足らなかつたことをここで釈明いたしておきます。實際は、五月三日までに降つた霜の被害を五月十五日まで集計して、五億八千九百万円を出したことになるわけでありませう。それから災害補償に入つておらない農民の救済をどうするかという問題につきましては、これは補償に入つておらないのですから、もちろん共済金をもらつていないことはできませんが、先ほど申しましたように、また委員の方から申されましたように、融資によりまして、種麦の問題、あるいは食糧麦の問題、あるいはまた五等麦を設定してこの買上げをする、そういうような方法で、主として融資による救済をしたいと思つております。

二十億の融資は、足りなくなつた場合というお話のようでありませう。われわれの方では二十億で足りるだろう、こういうふうな考え方でありますから、足りなくなつた場合に研究いたしましてお答えいたします。

○芳賀委員 次官の御答弁は非常に表面的でありまして、五月三日までといつたにしても、それが妥当な損害の量であつたかどうか、それよりも増大しているかどうかということであつて、一線をたせば五月十五日に画しても、それは同じことではございませう。私は今度の災害の調査に山梨県と長野県と福島県へ参つたわけですが、先ほ

いう大きな問題であるから、そこでわれわれももちろんそれは一生懸命にならねばならぬ、国会もまた一生懸命にならねばならぬ、災害対策特別委員会のようなものをつくり、一生懸命に各党がおやりになつた。その結論として、当時の被害では五派連絡協議会でもこのくらいあればいいだろうということであつた。政府はもちろん責任を感じたから当然それをやつたのでありまして、私は農林省の責任を回避するためにやつたのではなく、事実そのものが、各党各派がこの被害について超党派的な立場で一生懸命やつた。その結論として現れた数字がそういう数字であつたといふことを申しただけであります。

もちろん政府は政府の責任においてこれを支出したわけでありまして。
○芳賀委員 結論的に一つ伺ひますが、それでは政府当局として今後凍害対策に対する支出の増額を行ふ意思が、政府みずからの発意においてあるかないかということをお聞かせ願ひたい。

○篠田政府委員 先ほど申しましたように、五月十五日までの損害は五億八千九百万円で出てありますが、そのときに被害のわからなかつたものがあるわけなんです。でありますから、その後でできました被害につきましては、これに準じてやるといふことは、先ほどお答えした通りであります。

○佐竹(新委員) 議事進行について。凍害害の対策、また今回の風水害の対策、いろいろあると思うのです。そこで国会としては、今後どういふように考えるかといふことは、いろいろ各党派で話し合ひをしなければならぬと思ひますので、風水害対策もあり、また凍

害の問題もありますので、本日は本会議もありませんから、一応この程度でやめられて、それで風水害の懇談に移りたい、かように考えます。

○古屋(真)委員 報告は、各調査の報告もあるし、また次官からその後の損害については、特に考慮して金を出すというふうなことを言つておりますが、いづれにいたしまして、本問題には重要な問題でございまして、百億に六億ぐらゐの金で処置がつくかつかぬかは、おのずからわかるのであります。政府も相当お考えになるらしい。しかし六月の暫定予算にも、七月の暫定予算にも、これに対する対策費の計上はないやうであります。いづれにいたしまして、根本的な農業政策を大臣から明日冒頭に聞きたいといふことをわれわれは要望いたします。

○井出委員 本日は午後一時から本会議も予定されておりました、時間の制約がありますこと、御承知の通りであります。ただいま佐竹君並びに古屋君からの動議がございましたが、本問題はいまだ議論すべき点が多分に残されておるわけでありまして、農林当局は、本日の御報告に對しまして善処方を約束せられませうけれども、大臣の出席を求めまして、さらにただいまの諸問題を、責任あるお立場から答弁を得ておきたい、かように考える次第であります。従ひまして、各級の御報告の趣旨は、今後の本案の審査に十分反映せしめることにいたしまして、本日のこの法律案に関する議事は、この程度にいたしたいと思ひます。

続いてもう少し御勉強を願ひまして、先ほどの理事会の申合せがござい

ますので、先般西日本を襲いました台風による農林関係の被害状況につきまして、政府から説明を求めることになります。

○篠田政府委員 実はここに十五日現在で各府県の被害状況を集計したものが来ておりますが、実はきよう知事会議で新しく出されたのが、たつた二日間で五十億ぐらゐ同じ県の統計で狂つておるわけなんです。農林省の統計の方は十三日現在の統計でありまして、もちろんその後にはこれはふえております。こういうふうになつておりますから、この集計ができましたから御報告するか、あるいは十五日現在の各県の被害の統計によつて御報告いたしますか、十五日現在でもよろしければ、ここに刷りものがありますから、御報告してよろしいと思ひますが、どういふふうにしますか。

○井出委員 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○井出委員 速記を始めてください。川俣委員、ごく簡単なことを伺ひたいのですが、今度の凍害害といふ、風水害といふ、降雹害といふ、全国的に非常な異常な災害を起しておるわけですが、農林省が持つております統計調査部は、これらのものに當る直接の機関でありながら、とかく被害農民から不評を買つておるわけでありまして、この不評の中には、もちろん被害農民の感情と統計とが一致しないこともあるであらうと思ひますが、出先機関の様子を見ますと、限られたる旅費予算及び事業予算においては、とうてい完全な把握ができないやうな状態であるやうであります。これらに對してどのやうな対策を持つておられますか、伺ひたいと思ひます。

もう一点は、ただいまの凍害害に係することでありまして、林野庁で持つております苗圃がどの程度に凍害害の被害を受け、将来の造林計画の上にはどのやうな支障があるか、この二点を御聞きしたいと思ひます。

○柴田政府委員 凍害害に關しましては、実は東北地方のごときは、さうなことがあつたといふ考え方で、凍害害の防除をすてにいたしておりましたので、現状におきましては、造林に支障を生ずるやうな被害は生じておりませんので、造林計画には現在のところ支障はないと思ひます。

○篠田政府委員 手の足りないことは確かに御説の通りでありまして、これは調査費の増額要求をする以外に方法はないかと考えております。実際手が足りないわけなんです。これははつきりしているのです。ところがいろいろ行政機構とのバランスがありまして、そういうふうな調査員の数も減らしたといふやうな実情はあります。ふだんはそれでも間に合つてありまして、うが、こういう突発的な、だれも予期しないやうな問題に對して手が足りないといふことは事実であります。でありますから、こういう問題につきましては他の融通できる経費で……。しかしこういう被害を予想して、火事があるだろうといふことを予想して、どうも普通の日にポンプを置くといふわけにも行かない。これは簡単に言へば消火器のやうなもので、普通の日は消火器を一本置いておけば間に合つが、大火事があつたら消火器では間に合わない

といふふうには私は考えるのであります。こういう突発的な事件には、よその費目から人員を応援でもしまして、そしてその穴埋めをあつてするといふ方法でもとる以外にない、現在ではそう考えております。しかし予算の許す範囲において、調査員の数といふものはふやして行かなければならないといふふうに考えております。(「セクト主義の強い官庁の中でそういうことができませんか」と呼ぶ者あり)
私が申し上げたのは農林省の中での話です。

○川俣委員 そういう政府次官の御答弁では……。私は将来こういう事態があるのを、これに對してどういふ対策を講じておられるかといふ質問をいたしたので、対策がなければならぬまた別問題ですが、どういふ対策をとられるかといふことです。

○安田説明員 実は川俣委員のおつしやいました通り、予算経費が非常に少なくて、特に突発事故による大被害では、労力、予算、交通機関、特にその機動力で非常に難渋いたしておりますが、作柄と被害の関係では十箇町村単位に約一人の職員しか美は持つておりませんので、ほかの面積調査職員とか農業統計その他の専門知識のある者を動員して、労力の許す範囲で最大限度やつております。またその旅費とかその他ののことににつきましては、他の経費を総体の事務所の経費の中へ繰込んで、万全を期せよ。そのあとは大蔵省にも予備金要求をして埋めて行きたいと思つておりますが、十分でないのを遺憾といたしております。

○川俣委員 時間がなから、これ以上の質問は後日に譲りたいと思ひます。

○井出委員長 それでは明日は大臣の出席を求めましてさらに責任ある答弁を求めることにしたいと思ひます。

本日はこの程度をもつて散会いたします。

午後零時三十四分散会

第十六回国会衆議院農林委員会議録
第二号中正誤

頁段行 誤 正
七二四 災害と同様に 災害に準じて

昭和二十八年六月二十日印刷

昭和二十八年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局